

(作成日：令和 4 年 4 月 18 日)
(最終更新日：令和 7 年 4 月 1 日)

インド向け輸出食品の輸出証明書取扱要綱

1 目的

この要綱は、インド向け輸出食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づくその他の輸出証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インド向け輸出食品：我が国からインドに輸出される食品であって、別添に定める食品をいう。
- (2) NON-GM 証明書：インド向けに輸出される食品が、日本国内で生産され、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書面をいう。
- (3) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (4) 証明書発行機関：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」と総称する。）並びに規制対策グループ

3 NON-GM 証明書の発行手続等

(1) 申請方法

別添に定める品目を輸出しようとする者は、別紙様式 1 に以下アからオまでの書類を添付し、手数料の納付とともに、別表の申請先に申請すること。ただし、アからウまでについては、別紙様式 1 の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。また、申請者が郵送での NON-GM 証明書の交付を希望する場合には、返信に要する経費は、申請者が負担すること。

ア インボイスの写し

イ パッキング・リストの写し

ウ 船荷証券又は航空貨物運送状 (AWB) の写し（申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。）

エ 植物検疫証明書又は植物等輸出検査申請書の写し（植物等輸出検査申請書の写しを提出する場合は、植物検疫証明書が発行され次第、当該証明書の写しを提出すること。）

オ 申請者が輸出者と異なる場合は、別紙様式 2 の委任状

(2) 申請内容の審査及び NON-GM 証明書の発行

- ア 証明書発行機関は、（１）により提出された書類を審査し、申請書類の内容に不備がないと認める場合には、NON-GM 証明書（別紙様式３）を発行する。
- イ 証明書発行機関は、申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- ウ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から３年間保存する。

4 NON-GM 証明書の発行の取消し等

規制対策グループは、次のいずれかの場合に該当するときは、当該申請を行った者に対して NON-GM 証明書を発行せず、又は既に発行した NON-GM 証明書を取り消すことができる。

- （１）申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- （２）過去に交付を受けた NON-GM 証明書を不正に使用していたことが判明した者（本要綱において「不正使用者」という。）、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者等からの申請等、当該申請を行った者に発行した NON-GM 証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- （３）その他相当の理由があると認められる場合

5 その他

証明書発行機関は、別添に定める品目以外の我が国からインドに輸出される食品についても、申請者の求めに応じて、３（１）に掲げる書類に加え、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等より、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合にあっては、NON-GM 証明書を発行することができる。

附 則（令和５年９月２８日付け５輸国第２４１３号）

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

別表

1. 証明書発行申請先（要綱3（1）関係）

申請先は、以下のいずれかとする。

申請先
ア 規制対策グループ
イ 生産者又は輸出者の事業所が所在する都道府県を所管する地方農政局等（以下2. 参照）

2. 地方農政局等一覧

生産者又は輸出者の事業所が所在する都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課